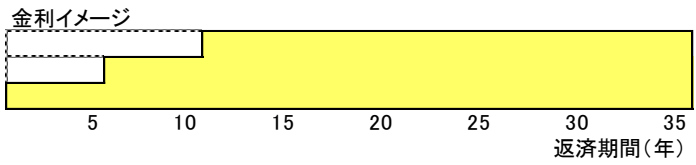
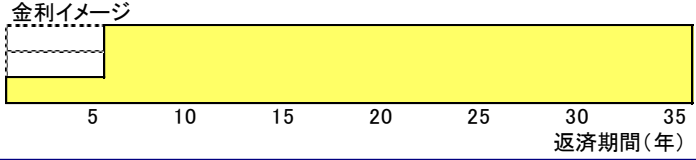


【フラット35】Sとの併用について

金利引下げの組み合わせ	金利の引下げの期間及び幅
【フラット35】子育て支援型 × 【フラット35】S (金利Aプラン) 	平成29年9月30日以前に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.55% 6年目から10年目まで 年▲0.3%
【フラット35】子育て支援型 × 【フラット35】S (金利Bプラン) 	平成29年10月1日以後に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.5% 6年目から10年目まで 年▲0.25%
	平成29年9月30日以前に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.55%
	平成29年10月1日以後に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.5%

※【フラット35】子育て支援型と【フラット35】リノベの併用については、住宅金融支援機構またはお申込み予定の金融機関にお問い合わせください。

(注) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】子育て支援型の要件(中面参照)に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。お客さまコールセンター(Tel.0120-0860-35)までお問い合わせください。
【フラット35】子育て支援型および【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。

毎月の返済額・総返済額の試算(比較)

【試算例】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.09%※、平成29年9月30日以前申込受付の場合
※平成29年7月における返済期間が21年以上35年以下、融資率9割以下の場合の【フラット35】の最頻金利

最新の金利情報及び取扱金融機関はこちらからご確認ください。

【フラット35】子育て支援型なら【フラット35】より総返済額が約38万円お得!
【フラット35】子育て支援型と【フラット35】S(金利Bプラン)の併用なら【フラット35】より総返済額が約84万円お得です!



	【フラット35】	【フラット35】子育て支援型		【フラット35】子育て支援型と【フラット35】S(金利Bプラン)の併用	
		当初5年間	6年目以降	当初5年間	6年目以降
借入金利	全期間 年1.09%	当初5年間 年0.84%	6年目以降 年1.09%	当初5年間 年0.54%	6年目以降 年1.09%
毎月の返済額	全期間 85,949円	当初5年間 82,467円	6年目以降 85,470円	当初5年間 78,407円	6年目以降 84,879円
総返済額	36,098,767円	35,717,124円		35,260,815円	
【フラット35】との比較(総返済額)	—	▲381,643円		▲837,952円	

取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。試算結果の数値は概算です。

(注) 上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、機構団体信用生命保険の特約料※、火災保険料等は含まれず、別途お客さま負担となります。※平成29年10月1日申込受付分から、団信の加入に必要な費用を住宅ローンの月々の返済金に含めた団信付きの【フラット35(買取型)】の取扱いを開始いたします。

奥多摩町と住宅金融支援機構が連携

【フラット35】子育て支援型のご案内

【フラット35】子育て支援型とは、子育て支援について、積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

奥多摩町では平成29年8月1日からお取扱い開始となります。

奥多摩町と住宅金融支援機構は、平成29年7月24日に奥多摩町若者定住応援補助金について、【フラット35】子育て支援型にかかる協定書を締結しました。【フラット35】の借入れの契約時まで【フラット35】取扱金融機関へ、奥多摩町担当窓口で発行される「利用対象証明書」をご提出ください。



平成30年3月31日までの申込受付分に適用(※)

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】子育て支援型	当初5年間	【フラット35】の借入金利から 年▲0.25% 【フラット35】S併用の場合 年▲0.55%

(※) 【フラット35】子育て支援型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。

(注1) 【フラット35】子育て支援型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。

(注2) 平成29年10月1日以降に取扱金融機関に申し込まれた方は、【フラット35】子育て支援型と【フラット35】Sの併用の場合の金利引下げ幅が当初5年間▲0.50%(金利Aプランは6年目から10年目まで▲0.25%)となります。詳しくは裏面をご覧ください。

【フラット35】子育て支援型をご利用いただくための要件については、中面をご覧ください。

○奥多摩町・若者定住応援補助金のご相談は



わさびー

～人と自然にいやされるまち～

奥多摩町
定住応援総合窓口
若者定住化対策室
☎ 0428-83-2310

○【フラット35】に関するご相談は 住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：毎日9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
利用できない場合(海外からの国際電話等)は、次の番号におかけください。
TEL 048-615-0420 (通話料がかかります。)

(平成29年7月現在)

【フラット35】子育て支援型をご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型をご利用いただくためには、奥多摩町から「フラット35子育て支援型利用対象証明書」(※)の交付を受ける必要があります。

(※)「フラット35子育て支援型利用対象証明書」の交付を受けるための条件については、奥多摩町担当窓口へご確認ください。

(注1) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

(注2) 本制度の効果および有効性を検証し、次年度の事業要件に反映させていくことを目的として、お客さまへのアンケート調査を実施します。ご協力をお願いします。

【フラット35】子育て支援型が利用できる

奥多摩町・若者定住応援補助金について

対象者及び要件

- ① 年齢45歳以下の夫婦又は50歳以下の者で子ども(中学生以下の者)がいる世帯、もしくは35歳以下の者
- ② 住宅の新築、増築、改築または購入をされた方(事業費50万円以上)
- ③ 事業を実施後、1年以内のもの。補助等を受けることができる回数は1回のみ。

※【フラット35】子育て支援型の利用には、上記①、②下線部の要件を満たした上で「若者定住応援補助金」の申請が必要となります。

<補助額>

事業費の2分の1以内、補助金限度額200万円

上記以外の定住応援

利子補給

対象者及び要件

- ① 年齢45歳以下の夫婦又は50歳以下の者で子ども(中学生以下の者)がいる世帯、もしくは35歳以下の者
- ② 住宅の新築、増築、改築または購入をされた方で金融機関からの融資が500万円以上であること。
- ③ 住宅の新築、増築、改築または購入をされた方で金融機関からの融資の償還期間が10年以上であること。

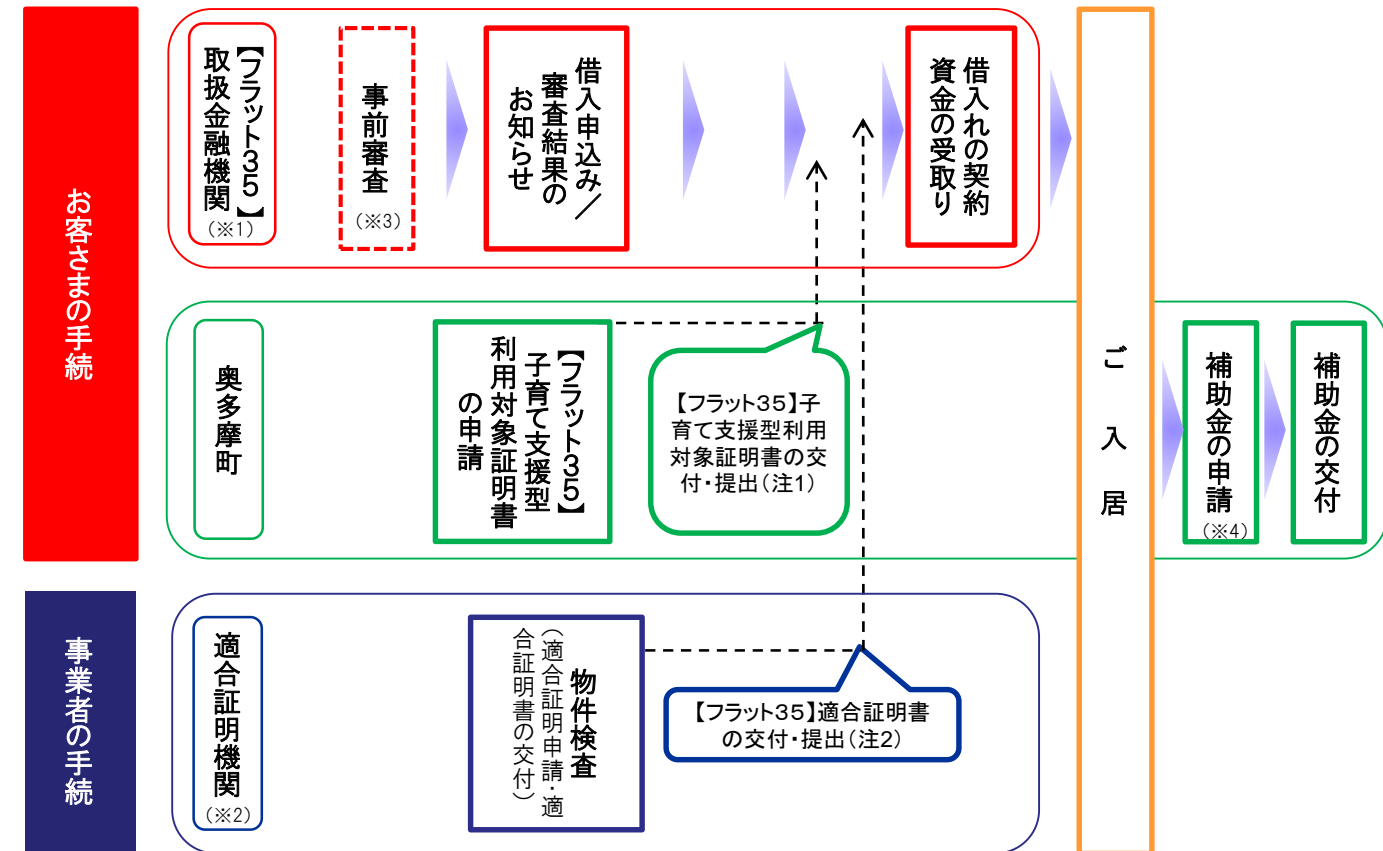
<補助額>

- ① 利子補給率: 借入利率の2分の1
- ② 利子補給限度額: 30万円
- ③ 利子補給期間: 36ヶ月

申請方法

- 申請書に添付書類を添えて奥多摩町定住応援総合窓口(若者定住化対策室)へ提出願います。
- 申請書様式や添付書類については、上記窓口(0428-83-2310)にお問合わせいただくか、奥多摩町HPをご覧ください。

各手続きの流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、奥多摩町および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】子育て支援型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時まで金融機関へ提出する必要があります。

(※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

(※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4) 奥多摩町・若者定住応援補助金の申請は、ご入居後(住民票移転後)の手続きとなります。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型を利用する場合には、地方公共団体から「フラット35子育て支援型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅及びその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●万一の場合に備え、団体信用生命保険への加入をお勧めしています。【フラット35(買取型)】では、機構団体信用生命保険の特約料※はお客さま負担となります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。また、健康上の理由等により、加入できない場合があります。●【フラット35】子育て支援型、【フラット35】S及び【フラット35】リノベは、借換融資には利用できません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。※平成29年10月1日申込受付分から、団信の加入に必要な費用を住宅ローンの月々の返済金に含めた団信付きの【フラット35(買取型)】の取扱いを開始いたします。

【フラット35】子育て支援型の詳細は、フラット35サイトへ

【フラット35サイト】
www.flat35.com

フラット35 検索

フラット35サイト
QRコード

